

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日の翌日に、  
が休息日、  
に当たると  
その日)

## 目 次

- ◇規 則 鳥取県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則 (障害福祉課)
- ◇告 示 生活保護法による医療機関の指定 (福祉保健課)
- 生活保護法による診療所の廃止 (シ)
- 青少年に有害な図書類の指定 (児童家庭課)
- 保険医療機関等の指定 (保険課)
- 大規模小売店舗における小売業の事業活動について調整が行われることがある旨の告示 (中小企業課)
- 土地改良区の役員就退任 (農村整備課)
- 土地改良事業の工事の完了 (シ)
- 保安林の指定の解除予定 (森林保全課)
- 保安施設地区の指定予定 (シ)
- 廃川敷地等の生成 (河川課)
- 収入証紙の小売りさばき人の指定の廃止 (会計課)
- 不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定の一部改正
- ◇公安規則 鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則 (警務課)
- 警察職員の被服手当の支給の範囲に関する規則を廃止する規則 (シ)
- ◇正 誤 平成七年三月三十一日付鳥取県規則第十八号中訂正
- 平成七年三月三十一日付鳥取県病院局管理規程第四号中訂正
- 平成七年六月三十日付鳥取県規則第五十三号中訂正

## 規 則

鳥取県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年十月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

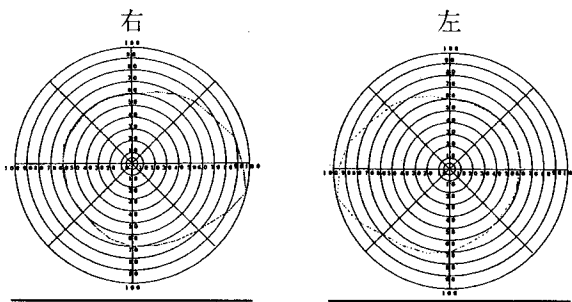
### 鳥取県規則第七十三号

鳥取県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県身体障害者福祉法施行細則 (平成六年三月鳥取県規則第十七号) の一部を次のように改正する。

様式第三号視覚障害の状況及び所見欄の2を次のように改める。

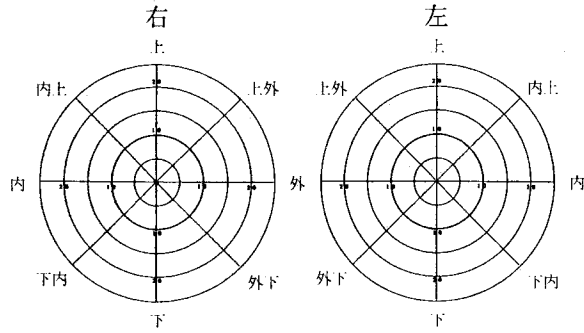
### 2 視 野



視野障害の計測は点線で囲まれた正常視野の範囲内で行うものとする。

様式第三号視覚障害の状況及び所見欄中3を4とし、2の次に次のように加える。

3 中心視野



上	上外	外	外下	下	下内	内	内上	計①	視能率②	損失率③
度	度	度	度	度	度	度	度	度	% (①÷560×100)	% (100-②)

上	上外	外	外下	下	下内	内	内上	計④	視能率⑤	損失率⑥
度	度	度	度	度	度	度	度	度	% (④÷560×100)	% (100-⑤)

$$\frac{(\text{③と⑥のうち大きい方}) + (\text{③と⑥のうち小さい方}) \times 3}{4}$$

両眼の損失率
%

様式第三号聴覚・平衡・音声・言語又はそしゃくの機能障害の状況及び所見欄の1の「聴力レベル(新規格)・聴力損失(旧規格) (該当するものを○で囲むこと。)」を削り、同欄(注)「聴力障害の認定にあたり、昭和57年8月14日の改正後のJIS規格(新規格)によるオーゾノメータで測定したdB値については」や「聴力障害の認定に当たっては、昭和57年8月14日の改正後のJIS規格(新規格)によるオーゾノメータで測定したdB値については」を削る。

当該改正前のJIS規格(旧規格)によるオーゾノメータで測定したdB値については、周波数500、1000、2000Hzにおいて測定した値をそれぞれa、b、cとして(a、b、cのいずれか1又は2において90dBの音が聴取できない場合は、その値を95dBとして)、 $\frac{a+2b+c}{4} + 10$ の算式により聴力レベルを算定すること。

なお、これは、旧規格によるオーゾノメータの使用が認められる間の暫定的取り扱いである。

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第六百五十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により次のとおり告示する。

平成七年十月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
松岡内科	鳥取市賀露町一七〇三―七七〇	平成七年八月二十四日
医療法人社団 横浜小児科内科医院	鳥取市覚寺五六―一	平成七年九月一日
医療法人 かんべ皮膚科クリニック	鳥取市永楽温泉町四五九	平成七年九月五日
潮歯科医院	西伯郡会見町天万九〇七―四	平成七年九月一日
戸崎歯科医院	鳥取市桂木二四四	平成七年九月十八日
よなご西 訪問看護ステーション	米子市上後藤三二五―一	平成七年八月十一日
せいきよう訪問看護 ステーションすずらん	鳥取市西品治八〇六	平成七年八月二十二日

鳥取県告示第六百五十九号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成七年十月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
松岡内科	鳥取市賀露町一七〇三―七七〇	平成七年七月三十一日
横浜小児科内科医院	鳥取市覚寺五六―一	平成七年七月三十一日
かんべ皮膚科クリニック	鳥取市永楽温泉町四五九	平成七年八月一日
潮菌科医院	西伯郡会見町天万九〇七―四	平成七年七月三十一日

鳥取県告示第六百六十号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号）第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

平成七年十月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

指定番号	種 別	図 書		発行所名
		題 名	類 別	
5381	雑誌その他 の刊行物	女子大生肉欲情写真 投稿7月号	雑誌 発行記号等 AZ-8	アズ出版 株式会社
5382	〃	イイト・ウキーカ 7月号	雑誌 16747-07	株式会社 津山出版
5383	〃	プロソノ増刊号 DICK6月号	雑誌 06843-07	株式会社 津山出版
5384	〃	オレレソソ通信 1995.7	雑誌 16516-6	大洋書房
5385	〃	ブルマあそび	雑誌 02189-7	株式会社 東京三社
5386	〃	セーラー服と機関 坊	S-025	カンパニー カンパニー
5387	〃	ペンペンハイスクール スパーお元気写真 1995 5月号	S-026	カンパニー カンパニー
5388	〃	田隠し嬢倶楽部 VOL.2	BOOK.NO. ANG-56	ディーナ ス画
5389	〃	樹液の中の快感	雑誌 15495-5	株式会社 ビデオ出版
5390	〃	その手を離さないで	雑誌 11590-4	株式会社 ビデオ出版
5391	〃	女の教師悪夢の異	NO. 57	北陽出版
5392	〃	知的淫乱OLたち	NO. 64	北陽出版
5393	〃	TOKYOオンパレード 1995 6月号	NO. 65	北陽出版
5394	〃	漫画絶対MAN-ZOKU 10月号	NO. 66	北陽出版
5395	〃	漫画絶対MAN-ZOKU 10月号	雑誌 16673-6	株式会社 ラン出版
5396	〃	漫画絶対MAN-ZOKU 10月号	雑誌 08317-10	株式会社 笠倉出版
5397	〃	漫画絶対MAN-ZOKU 10月号	雑誌 07813-10	株式会社 株式會社
5398	〃	COMICダイアモンド 10月号増刊	雑誌 05980-10/15	辰巳出版 株式会社
5399	〃	若妻いけいな遊び 漫画オリーブ10月号増刊	雑誌 07588-10/15	辰巳出版 株式会社
5400	録音テープ	ぐれやや通信	FH-06	フライハイ

鳥取県告示第六百六十一号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十一年政令第八十七号）第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成七年十月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人 恵聡会	鳥取市青葉町二丁目一〇五	平成七年九月一日
わかしま内科医院	鳥取市松並町一丁目二八	平成七年九月十八日
井上クリニック	米子市東町一三八	平成七年九月二十四日
早瀬医院	鳥取市川端五丁目一〇六	平成七年十月一日
白井眼科医院	鳥取市西町四丁目四二五	〃
田中医院	鳥取市浜坂二丁目九一五	〃
よろず医院	鳥取市美萩野一丁目一八四	〃
岸田内科医院	鳥取市立川町二丁目三三七	〃
上山整形外科医院	鳥取市湖山町東二丁目一〇三	〃
庄司医院分院	鳥取市湖山町北一丁目五四七	〃
野口内科医院	米子市角盤町四丁目五一二	〃
周防内科医院	米子市上後藤七丁目三二二七	〃
木下内科医院	米子市河崎九八七	〃
森整形外科医院	米子市夜見町二一六〇	〃
医療法人社団 本田医院	米子市八幡七〇三	〃
野田外科医院	倉吉市堺町三丁目七三一	〃

明島産婦人科医院	倉吉市幸町五〇七一八	〃
医療法人社団 平本小児科医院	倉吉市山根六三七一六	〃
福嶋整形外科医院	倉吉市伊木二六二二二	〃
大石医院	倉吉市西倉吉町三二一〇	〃
森脇耳鼻咽喉科医院	倉吉市新町三丁目一〇八一四	〃
森医院	岩美郡国府町大字糸谷一一一五	〃
森医院 中河原分院	岩美郡国府町大字中河原六八一七	〃
岸医院	八頭郡河原町大字河原四八	〃
井上医院 佐治出張診療所	八頭郡佐治村大字加茂六九二一五	〃
井上医院	八頭郡用瀬町大字用瀬四五七一六	〃
井上医院	八頭郡家町大字大坪七一一一	〃
田中医院 大坪出張診療所	八頭郡家町大字下津黒二六	〃
田中医院 下津黒出張診療所	八頭郡家町大字下津黒二六	〃
和順堂記念医院	気高郡青谷町大字青谷四四六一五	〃
医療法人社団 高見医院	東伯郡北条町国坂七二〇	〃
上村歯科医院	鳥取市弥生町一三四	〃
秋山歯科医院	鳥取市瓦町七〇一	〃
小山歯科医院	米子市車尾八六八一三	〃
辻歯科医院	米子市車尾一二四四一三	〃
あさくら歯科医院	米子市西福原五丁目八一七	〃
灘尾歯科医院	米子市角盤町一丁目四二一一	〃
医療法人 木本歯科医院	倉吉市昭和町一丁目一七四	〃
吉井歯科医院	倉吉市東巖城町一〇一	〃
小徳歯科クリニック	境港市元町四一	〃
井田歯科医院	境港市上道町一九八七一	〃
木村歯科医院	境港市小篠津町八六九一三	〃
永美歯科医院	岩美郡岩美町大字浦富一七一八一	〃

岡齒科医院	日野郡日野町根四四八	〃
有限会社 すぎき薬局	鳥取市松並町一丁目一四〇―三	平成七年九月十八日
さくら薬局	米子市桃町一丁目九九	平成七年十月一日
サンライフ薬局	米子市三旗町六一	〃

鳥取県告示第六百六十二号

次の届出に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和四十八年法律第九十九号）第三条第二項の規定により告示する。

平成七年十月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届出者の名称	届出に係る建物の名称	届出に係る建物の所在地
株式会社アイム天満屋	アイム天満屋郡家店	八頭郡郡家町大字奥谷二二四―一外

鳥取県告示第六百六十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり東伯町土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成七年十月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

〃	理事 前田 正二	東伯郡東伯町大字中尾一六六
〃	〃 山下 善男	東伯郡東伯町大字森藤一七八
〃	〃 山本 一雄	東伯郡東伯町大字矢下五九八
〃	〃 吉田 六彦	東伯郡東伯町大字浦安三三七
〃	〃 堯本 敷雄	東伯郡東伯町大字保五七
〃	〃 藤本 昭之	東伯郡東伯町大字下伊勢五三九―一
〃	〃 吉田 昌昭	東伯郡東伯町大字鋤二四六一五
〃	〃 松田 進八郎	東伯郡東伯町大字逢東一七一―一
〃	〃 杉本 太郎	東伯郡東伯町大字光好三五九
〃	〃 山根 徳太郎	東伯郡東伯町大字別宮三三四
〃	〃 上田 正宏	東伯郡東伯町大字上伊勢一二四
〃	〃 吉本 清	東伯郡東伯町大字浦安三五五
〃	〃 作本 照夫	東伯郡東伯町大字美好一四
〃	〃 丸山 一成	東伯郡東伯町大字下大江三二九
〃	〃 西原 成美	東伯郡東伯町大字逢東六二四
〃	〃 盛山 博文	東伯郡東伯町大字槻下四八九
〃	〃 山崎 定雄	東伯郡東伯町大字槻下九九六一四〇
〃	〃 三嶋 貞明	東伯郡東伯町大字金屋三五六
〃	〃 田口 八郎	東伯郡東伯町大字下伊勢一六〇
〃	〃 丸山 專之祐	東伯郡東伯町大字徳万六二二
〃	〃 家森 勲	東伯郡東伯町大字三保六八
〃	〃 手嶋 紀男	東伯郡東伯町大字杉下四四
〃	〃 藤原 正雄	東伯郡東伯町大字鋤一一四―二
〃	〃 山下 晃生	東伯郡東伯町大字杉地四一二
〃	〃 清山 道行	東伯郡東伯町大字法万七九六一一
〃	〃 横山 善博	東伯郡東伯町大字法万二六一

〃 池口正彦 東伯郡東伯町大字宮場一七三  
 〃 池口隆 東伯郡東伯町大字古長一八四一  
 〃 松下陽之助 東伯郡大栄町大字大谷一四四一  
 〃 高塚博臣 東伯郡東伯町大字八橋四九九  
 〃 松本正志 東伯郡東伯町大字八橋九三二一五  
 〃 山本房雄 東伯郡東伯町大字八橋一五八四  
 〃 河本茂 東伯郡東伯町大字八橋三一七〇  
 〃 押本匡平 東伯郡東伯町大字八橋三四五七一三五  
 〃 戸田章 東伯郡東伯町大字笠見三二  
 〃 川上隆壽 東伯郡東伯町大字三保二五三  
 〃 宮本勝宏 東伯郡東伯町大字倉坂六六九  
 〃 桑本光博 東伯郡東伯町大字公文一九四一  
 〃 平野聖博 東伯郡東伯町大字山田三一六  
 〃 手嶋正巳 東伯郡東伯町大字大杉四八七  
 〃 山本吉彦 東伯郡東伯町大字福永二四九  
 監事 池口正二 東伯郡東伯町大字光好四六一  
 〃 米田聰明 東伯郡東伯町大字八反田一四六  
 〃 前田徳光 東伯郡東伯町大字中尾一六四  
 〃 椎本 仵 東伯郡東伯町大字丸尾五三一  
 〃 浦上武司 東伯郡東伯町大字三保三八六  
 〃 中西喜久雄 東伯郡東伯町大字田越三二六  
 〃 橋本進吾 東伯郡東伯町大字倉坂六四〇  
 平成七年九月十三日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 前田正二 東伯郡東伯町大字中尾一六六  
 〃 山下善男 東伯郡東伯町大字森藤二二八

〃 山本一雄 東伯郡東伯町大字矢下五九八  
 〃 堯本藪雄 東伯郡東伯町大字保五七  
 〃 藤本昭之 東伯郡東伯町大字下伊勢五三九一  
 〃 吉田昌昭 東伯郡東伯町大字鋤二四六一五  
 〃 杉本太郎 東伯郡東伯町大字光好三五九  
 〃 上田正宏 東伯郡東伯町大字上伊勢一二四  
 〃 作本照夫 東伯郡東伯町大字美好一四  
 〃 丸山一成 東伯郡東伯町大字下大江三二九  
 〃 西原成美 東伯郡東伯町大字逢東六二四  
 〃 盛山博文 東伯郡東伯町大字槻下四八九  
 〃 丸山專之祐 東伯郡東伯町大字徳万六二二  
 〃 山下晃生 東伯郡東伯町大字杉地四二二  
 〃 松下陽之助 東伯郡大栄町大字大谷一四四一  
 〃 高塚博臣 東伯郡東伯町大字八橋四九九  
 〃 松本正志 東伯郡東伯町大字八橋九三二一五  
 〃 河本茂 東伯郡東伯町大字八橋三一七〇  
 〃 川上隆壽 東伯郡東伯町大字三保二五三  
 〃 宮本勝宏 東伯郡東伯町大字倉坂六六九  
 〃 桑本光博 東伯郡東伯町大字公文一九四一  
 〃 平野聖博 東伯郡東伯町大字山田三一六  
 〃 手嶋正巳 東伯郡東伯町大字大杉四八七  
 〃 渡邊健太郎 東伯郡東伯町大字金屋三三六  
 〃 前田博 東伯郡東伯町大字浦安三一四  
 〃 岩本公夫 東伯郡東伯町大字杉下二一一  
 〃 中村弘司 東伯郡東伯町大字法万一九九  
 〃 杉山正 東伯郡東伯町大字別宮四五〇  
 〃 鈴木孝明 東伯郡東伯町大字笠見六九

〃 進 修 東伯郡東伯町大字八橋三四五六一四一  
 監事 池口正二 東伯郡東伯町大字光好四六一  
 〃 前田徳光 東伯郡東伯町大字中尾一六四  
 〃 浦上武司 東伯郡東伯町大字三保三八六  
 〃 中西喜久雄 東伯郡東伯町大字田越三三二一一  
 〃 大橋正實 東伯郡東伯町大字浦安一三五一一  
 〃 岡田節夫 東伯郡東伯町大字倉坂六〇二  
 〃 池口隆 東伯郡東伯町大字古長一八四一一  
 平成七年九月十四日就任 任期四年

鳥取県告示第六百六十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

平成七年十月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
日野町	農村地域農業構造改善事業 日野（小原）地区 区画整理	平成五年三月三十一日
〃	農村地域農業構造改善事業 日野（津野）地区 区画整理	平成六年三月三十一日
〃	第三期山村振興農林漁業対策事業 板井原地区 区画整理	〃

鳥取県告示第六百六十五号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成七年十月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所  
八頭郡智頭町大字中田字堂敷四四二・四四四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
  - 二 保安林として指定された目的  
水源のかん養
  - 三 解除の理由  
林道用地とするため。
- （次の図）は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第六百六十六号

次のように保安施設地区の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十四条において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成七年十月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 保安施設地区予定地の所在場所  
次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱七号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱七号とを直線で結んだ線によって囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

- 八頭郡用瀬町大字別府字イヤ谷三三七の四、一三三七の五、一三三八
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができ立木は、千代川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 7年
- 4 指定の有効期間
- 二一 保安施設地区予定地の所在場所
- 次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱二三号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱二三号とを直線で結んだ線によって囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)
- 八頭郡家町大字市場字宮ノ谷六九一の一、六九二
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができ立木は、千代川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度

- 次のとおりとする。
- 4 指定の有効期間  
七年
- 三一 保安施設地区予定地の所在場所
- (一) 次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱三二号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱三二号とを直線で結んだ線によって囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)
- 八頭郡用瀬町大字別府字山添屋敷三三九、一三三九内第一、一三三九の二、字イヤ谷二二七、二三一の一、一三三四、一三三六、一三三六次一、一三三七内第一、一三三七内第二、一三三七内第二次一、字小谷六九八の一、六九八の二
- (二) 次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱二七号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱二七号とを直線で結んだ線によって囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)
- 八頭郡用瀬町大字別府字樟元山添三六三の三、三六三の四、ツタジ三四七の一、三五〇、三五五の二、三五六、三五六内第一
- (三) 次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱七号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱七号とを直線で結んだ線によって囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)
- 八頭郡船岡町大字見槻字井古四、四次一、字長品六六、六九
- (四) 次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱二〇号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱二〇号とを直線で結んだ線によって囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)
- 八頭郡船岡町大字塩上土居二四五から二四七まで、二四九、二五〇、二六一から二六四まで、二七八の一
- (五) 次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱一八号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱一八号とを直線で結んだ線によって囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)



八頭郡八東町大字清徳字水出口三七、三七の一、三八、三八の一、字上河原三九、三九地先、三九の一地先、四〇の四、四二の二、字水出二三六の二地先

(六) 次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱一六号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱一六号とを直線で結んだ線によって囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)

八頭郡若桜町大字屋堂羅字小場五二七の次一、五二八、五二九、五三一、五三三、五三四

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

立木の伐採を禁止する。

4 指定の有効期間

七年

四1 保安施設地区予定地の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱二三号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱二三号とを直線で結んだ線によって囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)

八頭郡佐治村大字高山字淵尻平七四六の五、七六四、七六五、七六六の二、七六七の二、七六八の一

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

立木の伐採を禁止する。

4 指定の有効期間

七年

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百六十七号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図書は、鳥取県土木部河川部河川課及び倉吉土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成七年十月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 河川の名称

二級河川八橋川水系八橋川

二 廃川敷地等が生じた年月日

平成七年十月三日

三 廃川敷地の位置

東伯郡東伯町大字八橋字奥岩本二九六〇一―地先から同大字石丸二九七三―地先まで及び同大字石丸二九九六一―地先から同字三〇〇一―地先まで

四 廃川敷地等の種類及び数量

土地 一、一四六・〇四平方メートル

五 河川法施行法(昭和三十九年法律第六十八号)第十八条の規定によりなお効力を有するものとされる旧河川法(明治二十九年法律第七十一号)第四十四条ただし書の規定により、この廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この告示の日から三月以内

に鳥取県知事に下付の申請をしなければならない。

鳥取県告示第六百六十八号

次のとおり鳥取県収入証紙の小売りさばき人の指定を廃止したので、告示する。

平成七年十月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

廃止年月日

住

所

名

称

平成七年九月三十日

岩美郡国府町大字中郷六〇一

国府町農業協同組合

〃

岩美郡岩美町大字浦富一〇三三一二

鳥取岩美農業協同組合

〃

気高郡気高町大字勝見六一九

山東農業協同組合

〃

気高郡青谷町大字青谷四〇五三

青谷町農業協同組合

〃

八頭郡船岡町大字船岡四五六一五

船岡町農業協同組合

〃

八頭郡河原町大字渡一木三五〇一二二

河原町農業協同組合

〃

八頭郡八東町大字才代一三五一二

八東町農業協同組合

〃

八頭郡用瀬町大字用瀬四九〇一一

用瀬町農業協同組合

〃

八頭郡佐治村大字加瀬木一三〇〇

佐治村農業協同組合

### 選挙管理委員会告示

#### 鳥取県選挙管理委員会告示八十三号

昭和六十一年五月鳥取県選挙管理委員会告示第三十三号（不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定について）の一部を次のように改正する。

平成七年十月三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

四の表救護施設敬仁会館の項を削る。

### 公安委員会規則

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年十月三日

鳥取県公安委員会委員長 上 田 務

#### 鳥取県公安委員会規則第六号

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県警察の組織に関する規則（昭和三十七年十月鳥取県公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第七条」を「第八条」に改める。

第八条第五号中「ぞう品」を「盗品等」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

警察職員の被服手当の支給の範囲に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成七年十月三日

鳥取県公安委員会委員長 上 田 務

#### 鳥取県公安委員会規則第七号

警察職員の被服手当の支給の範囲に関する規則を廃止する規則

警察職員の被服手当の支給の範囲に関する規則（昭和二十九年八月鳥取県公安委員会規則第九号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

正 誤

平成七年三月三十一日公布の鳥取県規則第十八号（鳥取県立鳥取港海友館管理規則）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 段 行 誤 正

十 下 一 (第~~十~~八条関係) (第~~八~~条関係)

平成七年三月三十一日公布の鳥取県病院局管理規程第四号（鳥取県病院局事務決裁規程）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 段 行 誤 正

十四 下 二十一 (第八条関係) (第九条関係)

平成七年六月三十日公布の鳥取県規則第五十三号（鳥取県社会福祉施設入所等措置費徴収規則の一部を改正する規則）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 段 行 誤 正

三 下 二 年度とする。」を 年度とする。」を削る。